

○四日市市重度障害者（児）紙おむつ給付事業実施要綱

(省略)

(給付の方法等)

第6条 紙おむつの給付は、現物給付とし、紙おむつの販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 前項の規定による紙おむつの給付の量は、2月当たり26,400円を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、四日市市高齢者等おむつ支援事業実施要綱（平成12年四日市市告示第114号）第2条に該当する者に対する給付の量は、2月当たり13,400円を限度とする。

(省略)

別表（第7条関係）

	階層区分	2月あたりの利用者負担額
A	生活保護法による保護を受けている世帯	0円
B	A階層を除き、前年分の所得税非課税世帯	0円
C	A階層及びB階層以外の世帯	利用者負担額の上限額は、 <u>2,640円</u> （四日市市高齢者おむつ支援事業実施要綱第2条に該当する者は <u>1,340円</u> ）とする。ただし、2月分申請合計金額に100分の10を乗じて得た額が上限額を下回る場合は、当該額を当該月における利用者負担額とする。この場合において、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。